条件付き一般競争入札公告

 株式会社寅福プラント「トマト栽培施設工事」の新築工事について、下記の通り条件付き一般競争入札を公告いたします。

公告日 令和 5 年 4 月 6日

株式会社　寅福プラント

　代表取締役　加　藤　夢　人

 記

1 工事概要

1. 工 事 名　寅福東北農場トマト栽培温室新築工事
2. 工事場所 青森県むつ市斗南岡地区
3. 工 種 　建築工事一式、土木工事一式
4. 工 期 契約締結の翌日から令和 6 年 3 月 31 日まで
5. 工事概要 低コスト耐候性連棟ハウス及び付帯設備一式
6. 用 途 栽培建屋 他（熱源施設、原水施設、堆肥置場、原木置場等）

構 造　特殊鉄骨造 地上 1 階建

面 積 敷地面積79443m2

（７）最低制限価格の有無：有

2 競争入札参加資格

1. 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
2. 建設業法に定める営業停止期間中でないこと。
3. 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札までの間に青森県の指名停止期間中及び入札参加停止期間中の者でないこと。
4. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく構成手続き開始の申し立てが成されている者でないこと。
5. 単体もしくは共同企業体代表会社が、むつ市に本店を有していること。
6. 単体もしくは共同企業体代表会社および構成会社が、青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成 2 年 3 月青森県規則第 18 号）第 6 条の規定により、建築一式工事でＡ級以上の決定を受けていること。
7. 直近年度の経営事項審査の総合評点が建築一式工事で、単体もしくは共同企業体代表会社が800 点以上であること。共同企業体構成会社は 650 点以上であること。
8. 共同企業体である場合、むつ市に本店・支店・営業所を有していること。構成会社数や構成比率は不問とする。

3 申請書類の提出

1. 受付期間　令和 5 年 4 月 1４日（金）午後 5 時まで
2. 提出方法　持参又は書留郵便
3. 提出書類　条件付き一般競争入札参加資格申請書及び添付書類
4. 提出部数　１部
5. 提出場所　株式会社寅福プラント（北海道桧山郡上ノ国町字大留13‐1）

 電話 0139‐56‐7091 　ＦＡＸ　0139‐56‐7092

4 設計図書の縦覧

1. 配布期間 令和 5 年 4 月 ６日（木）ホームページ上に掲載
2. 質疑・回答 設計図書に関する質問は、令和 5 年 4 月 1４日までに質問書を同封

書類に記載するメール又は FAX で送付すること。

回答は令和 5 年 4 月 17 日（月）までにメール又は FAX で送付する。

1. 現場説明 無

5 入札執行について

1. 日 時 　 令和 5 年 4 月 18（火）午前 1１ 時
2. 場 所 　　北海道桧山郡上ノ国町字大留13‐1
3. 執行回数 原則 2 回を限度とする。

1. 入札保証金 免除する。

1. 契約保証金

契約金額の 100 分の 8 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、

又は提供させるものとする。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除する。

* 1. 保険会社との間に当法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
	2. 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

1. 最低制限価格 設定する

なお、最低制限価格を設定した場合は、予定価格以内の価格で最低制限価格以上の価格のうち最低の価格の入札者を落札者とする。

1. 支払方法

前払い令和5年5月末までに支払い30％、中間払い金30％、完成払い40％とする。

1. 入札書記載金額等
	1. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相

当する金額を加えた額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額｡）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であ

るか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当す

る金額を入札書に記載すること。

* 1. 入札書の余白に備考として次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額

を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た金額｡）である。

1. その他
2. 入札書は任意の用紙を用い、封書にして所定の時刻までに入札箱に投入すること。
3. 代理人をもって入札させるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の使用印鑑を押印すること。
4. 入札は、郵便によって行うことはできない。

以上